

林野火災の予防を目的に

新たに『林野火災注意報』等が追加されます！

大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めるため、舞鶴市火災予防条例を改正し、新たに『林野火災注意報』等が追加されました。

1 発令基準

(1) 林野火災注意報

乾燥注意報が発表+前3日間の合計降水量が1mm以下

(2) 林野火災警報

林野火災注意報が発令中+強風注意報が発表

2 施行日

令和8年1月1日

3 内容

別添のとおり



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市東消防署 予防課 (担当: 城代・赤崎)
〒625-0036 舞鶴市字浜80番地の4
[TEL:0773-66-1191](tel:0773-66-1191) [FAX: 0773-65-5521](tel:0773-65-5521)
E-mail: yobou@city.maizuru.lg.jp